

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項、施行規則第18条の2）このマージン率は以下の計算式で算出されます。

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額

■ <対象期間：2025年10月1日～2026年9月30日>

1. 派遣労働者数	0人
2. 派遣先事業所数	0件
2. 派遣先事業所数	0件
3. 労働者派遣に関する料金の平均額（8h平均）	0円（派遣実績なし）
4. 派遣労働者の賃金の平均額（8h平均）	0円（派遣実績なし）
5. マージン率	0%
6. 教育関連に関する事項	キャリアアップにおける教育訓練について、労働者の費用負担なし
7. 福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断
8. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か	労使協定締結の有無：無